



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3

労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>



近年増えている若年労働者の自死について講演している森弁護士

健康で働くための東海セミナーin愛知

事務局次長 吉川 正春

3月10日(土)、「健康で働くための東海セミナーin愛知」が行われました。

愛知健康センター猿田正機理事長は開会あいさつで、市バス山田事件の書籍の紹介や静岡での障がい者の自死事件を例にあげながら、「いろいろな情報が知らされない、企業により隠されてしまう」と述べました。

そして、「日本の政治も隠ぺいそのもの。国民に明らかにするべきだろう。労災事件でも情報を公開することは大切だ」と強調されました。

目次

東海セミナーin 愛知	1
「自死」という名の殺人	3
岐阜「過労死をなくす会」	4
関岡裁判不当判決弁護団声明	5
宇田川裁判逆転勝訴	6
諸輪中学校で啓発授業	7
シリーズ③「人間らしい労働・生活」	8
出前講座・夜勤問題	10
労災認定は「本人基準」で!	11
トヨタの「新しい働き方」	12
ヒラ・タラへの報復裁判	13
悪徳社労士への懲戒処分	13
裁判日程	14
エッセイ	15
当面の日程	16

「命と権利」を守るたたかい 各県から報告

森弘典弁護士による講演は「入社1年目で相次ぐ過労自死、若者の自死はなぜ！」と題するものでした。入社してまもなく仕事に行き詰まり、周りの支援もないまま自死する若者の実態を紹介され、若者のおかれている社会的背景を、分かりやすく紹介されました。

メンタル対策での医師の役割、企業のパワハラの実態、新人を育てる環境もなく成果だけを求める会社、労組の役割、労基署の職員増、若い人の働き方などについて質問・意見が出されました。

続いて各県報告がありました。

愛知は、二本の報告をしました。初めに、「加野青果のパワハラ自死事件裁判」の勝利



愛知・鈴木さん

報告を行いました。名古屋高裁は、被災者の21歳で自死の原因を、同僚のパワハラによるものと認め、同僚二人と対策を怠った被告会社に損害賠償を命じました。

しかし、被告会社は最高裁へ上告しました。

二番目は、「最近の取り組み事例」として、①中学生への過労死防止啓発授業。②愛知労働局要請。③働き方改革の街頭宣伝。④衛生推進者講習の開催予定、などを紹介しました。

静岡は「障がい青年労働者の自死事件の賠償請求裁判と労災申請」についての報告がありました。

富士機工で障がい者枠で採用された、18歳の青年が就労50日目で自ら命を絶った。母親は、入社時、会社に障がいの状況を詳しく話し、



静岡・相曽さん

対応をお願いしたにも関わらず、現場には障がいの程度を知らされず、「バカはバカなりに努力しろ」などと、パワハラ行為がありました。

岐阜は「岐阜市役所公務災害認定裁判勝訴とその後」について報告がありました。

業務の多忙と上司のパワハラにより、被災者課長の自死が公務災害認定されました。岐阜市は、毎年11月下旬に過労死防止強化週間を設定し、全職員にパワハラ防止を周知することを決定しました。遺族・支援者は「岐阜過労死をなくす会」を立ち上げの準備をしています。



岐阜・伊藤さん

三重は「南伊勢町地域おこし協力隊パワハラ事案」について報告がありました。

地域おこしの隊員に応募した労働者が、わずか3か月後に、市職員から「成果がない！」と怒鳴られるなどパワハラを受け、退職に追い込まれました。被災者は、損害賠償を求め裁判で係争中です。



三重・高岡さん

会場からの発言は、中部電力新入社員過労自死事件の報告や、ぼうこうがん・アスベスト問題、パワハラの実態、教育問題、人材育成や「安倍働かせ方改革」など、熱心な意見交換が行われました。

今年で2巡目を迎えた集会は、愛知、静岡、岐阜、三重、東海4県から43人が参加し、各地の健康で働くための報告が行われました。来年は静岡の開催予定です。

セミナーに参加して

「自死」という名の殺人をこれ以上増やしてはならない

愛知県元小学校教員・ユニオン学校運営委員 小野 政美

初めて「東海セミナー」に参加した。近年、全国各地での「過労自死」・「パワハラ自死」が増えていることを怒り、多くの教え子を持つ元教員としても危機感を持っている。

26歳の最愛の息子鈴木陽介君を中部電力による「パワハラ自死」によって奪われたお母さんの吉田典子さんの話を聴いたり、過労自死で亡くなったNHK記者・佐戸未和さんのお母さんの話を聴いたりしてきた。何よりも事実を知らなければ何もできない、可能な限り遺族の思いを直接聞くことが大事だと思っ

ての参加だった。

「反貧困ネット」「野宿者（ホームレス）」支援のなどでご一緒する機会の多い森弘典弁護士の総括的講演も大いなる学びになった。近年の若者の自死の増大。15～39歳の死因の第1位が「自死」であることの意味。そして、増え続ける「若年自死」「新任自死」「就活自死」…。

「東海セミナー」報告では、「加野青果パワハラ自死事件」の21歳で亡くなった娘さんの母の悲しみに満ちた静かな訴え。静岡・富士機工で「バカはバカなりに努力しろ」と言われ、就職50日目で18歳の命を絶った障がい者の息子鈴木航さんの自死の理由を明らかにしたい、障がい者も安心して働くことのできる社会にするために裁判を起こしたお父さんも参加された。

「私の陽介はどうして死んでしまったのか？」と「中電新入社員労災認定裁判」原告の吉田さんは、今回セミナーで受付係を務めておられた。

「自死」に追い込まれた若者とその家族の涙の訴え。「過労自死」裁判には勝ったが夫は帰らない妻の悲しみ。死者たちのそれぞれの家族の辛すぎる訴えがあまりにも哀し過ぎる。

それでも、さまざまな地域の支援の人々や弁護士、健康センター事務局メンバーの尊い

働き（遺族の「いつも吉川さんが支援してくれた」発言）など、どこでも遺族の人々に優しく寄り添っていることは、せめてもの救いだった。

愛知での「健康センター」の役割や全国と東海地域でネットワークの役割もずっしりと重いことがよく分かった。



発言する小野さん

それにしても、なぜ、この日本で、こんなにも多くの若者が、「パワハラ自死」「過労自死」という名で死を強いられ、使い捨てられていくのか。

これは、決して「自死」などではない。

「過労自死」「パワハラ自死」「性暴力自死」とは、＜「自死」という名の殺人＞である。このことをもっと多くの人々に知らせなければならぬ。セミナーからの帰り路、亡くなった若者たち一人ひとりの顔を思い浮かべながら、最近の同窓会などで、いつでも、「死ぬな！殺すな！殺されるな！」と語りかけている、教え子たちの顔と重なって涙が止まらなかった。

働くものの安全と健康セミナー

(旧労安学校)

開催日：5月 26日(土) 13:00

講師：岡村 晴美 弁護士

6月 9日(土) 13:00

講師：宮尾 克 医師

場 所： 労働会館本館 2階会議室

岐阜過労死をなくす会の立ち上げへ

岐阜県労連 事務局長 平野 竜也

岐阜市公園整備室の職員であった伊藤哲さんが亡くなってから約10年、公務災害認定を求める裁判がようやく終わった。遺族である伊藤左紀子さんは気丈にふるまいながらも



10年というあまりに長いたたかいに身も心もボロボロになったと話す。左紀子さんを支援してきた者として言わせてもらえれば過労死と認定されるたたかいが、ここまで時間と労力を費やすことがわかっているなら、多くの遺族は泣き寝入りするしかないだろうと思う。

伊藤さんの場合、公務災害基金岐阜県支部審査会に於いて公務災害とは認められず、提訴に踏み切ったが、認められるためには新たな証拠が必要だった。左紀子さんを支援するため、超党派の岐阜市議会議員、立ち場の違う労働組合役員、伊藤哲さんを慕う市職員OBを中心としたメンバーが集まり、検討会を立ち上げた。最初の会合では、哲さんが公園の管理をめぐって住民とのトラブルを抱えていたことを証拠にできないかという検討からはじまった。地元の議員さんが協力してくれて、重要な証言が得られた。そこからは、参加者の意識が新たな証拠・証言を見つけることに支援の目が向いた。弁護士との連携することで、伊藤さんの裁判を通して、ノウハウが積みあがっていき、他の弁護士や労働組合が支援・弁護する公務災害認定が短期間で認められるケースがつづいた。

しかし、一方で伊藤さんの裁判は遅々として進まず、左紀子さんは「なぜ自分ばかりがこれほど苦しまなくてはならないのか」とやり切れない思いを吐露した。伊藤さんの場合は様々な事情で初動調査ができず、その後の対応も遅れたことで、ここまで時間がかかっ

てしまった。証拠を探すのは並大抵のことではない。左紀子さんは哲さんの同僚の自宅を訪ね、証言を求めたが、返ってくるのは冷たい返事だった。「ご主人の死は仕事の原因じゃない」そう言われたこともあったという。それでも、諦めず、真実を追い求めた。検討会は、議会での質問や同僚へのアンケート、情報公開請求や哲さんが関わった市の記者会見の記事の切り抜きや当時、高さのある公園遊具建設に反対していたことなど、ありとあらゆる証拠を集めた。左紀子さんや支援する私たちも公務災害と認められると確信するまで探した。

過労死等防止対策推進法ができたことやブラック企業と言われる企業が問題視される中で、過労死が社会的にも大きな注目を集める時代となった。政府が掲げるような働き方改革ではなく、本当の意味での働き方改革が求められている。今、岐阜では左紀子さんを中心に過労死をなくす会を立ち上げようという話がもちあがっている。伊藤さんの時のように初動の対応が遅れることで、認定確定までに長期間を要してはいけな。また、遺族が諦めて、真実が闇に葬り去られることがあってはならない。遺族の気持ちに寄り添い、過労死が早期に認定されるように歩を進めていきたい。

衛生推進者養成講座の案内

本講習の最大の特徴は働く者の立場になって、すぐに役立つ労働安全衛生活動の方法が身につく、「衛生推進者」の資格が取れることです。

日時： 7月28日(土)
10:00~17:00

会場： 労働会館本館 2階会議室

主催： 社会医学研究センター

現地窓口： 愛知健康センター

寺井土木関岡裁判**不当**判決

なぜ会社の資材置き場で自死したか明らかにされず

4月11日、5年近く審理が続いた名古屋地裁の判決は、原告の主張に一切こたえないものでした。原告、弁護団、支援する会はこの判決は許されないとして、控訴しました。

以下に弁護団声明を紹介します。

2018年4月11日

声 明

関岡裁判過労死事件弁護団

本日、名古屋地方裁判所（民事第1部合議ハA係、寺本昌弘裁判長）は、寺井土木株式会社に勤めていた労働者（以下「被災者」という）が2010年（平成22年）11月1日に定例の早朝会議を前にして寺井土木から3キロメートルほど離れた会社の資材置き場で自死した事件で、岡崎労働基準監督署長が業務外とした処分について、その取消を求めた原告の請求を棄却する判決を言い渡した。

判決は、争点となった①身近にいる原告の供述は不自然で作為的との印象を免れないものといわざるを得ないとし、精神科医の意見は、診断基準となる症状についての評価を1つ1つ分解したうえで、前提としている事実関係の存在や、事実関係の評価に疑問があるとした。そして、「原告の主張は、適切な事実の裏付けや精神医学的な根拠に欠けるものであって、採用することができない」と判断し、精神障害の発症自体を認めなかった。

また、争点となった②精神障害の業務起因性の有無について、平均的労働者を基準とし、相対的有力原因説を採用し、認定基準は、行政処分の違法性に関する裁判所の判断を直接拘束するものではないが、精神障害発症の業務起因性の有無を判断するに当たっては、基本的には認定基準を参考にしつつ、具体的事情を総合的に斟酌して判断するのが相当であるとした。そのうえで、担当していた業務に関する心理的負荷、支援体制の欠如等に関する心理的負荷、同僚とのトラブル、社長らのパワーハラスメントを検討しながら、当事者や同僚の供述を根拠に業務起因性を認めなかった。

本判決は、近時の裁判例が採用する最脆弱者基準説に立っておらず、しかも、認定基準は裁判所の判断を直接拘束するものではないとしつつ、心理的負荷の強度の判断をもっぱら認定基準に依拠している。また、精神科医の意見、うつ病に関する知見を軽視し、会社関係者の供述に則り、身近にいた原告の供述を信用できないとしたものであり、専門的知見、経験則に反しており、労働者の立場を理解していない。

2014年（平成26年）6月、過労死等防止対策推進法が成立してもなお、過労死は大きな社会問題となっており、後を絶たない。そのような中、4月6日には労働時間規制の適用除外を認める「高度プロフェッショナル制度」を含む「働き方改革」関連法案が閣議決定され、長時間労働を助長する政策が行われようとしている。

当弁護団は、改めて、国、厚生労働省、愛知労働局長、岡崎労働基準監督署長に対して、例外を許さず徹底して過労死、過労自死を防止する方策をとるとともに、法の趣旨に即して精神障害による過労死の認定基準を改め、過労死の認定行政を抜本的に見直すことを求める。

以 上

控訴審で逆転勝利判決

夫、宇田川暁さん（死亡当時 64 歳）が中皮腫を発症したのは、勤務していた愛知淑徳学園中学・高校でアスベスト（石綿）を吸引したのが原因だとして、妻の宇田川かほるさんが名古屋東労働基準監督署の不支給決定処分を取り消しを求めている訴訟の控訴審判決が 4 月 11 日に名古屋高裁であり、藤山雅行裁判長は、訴えを棄却した一審を取り消し、労災を認める判決を言い渡しました。

一審判決では、石綿にばく露した可能性があるのは中学校舎新築工事の行われていた 8 か月程度にとどまり、その程度も明らかではないとされましたが、控訴審判決では、暁さんが学園に勤務していた延べ 33 年の期間中に、学園内で頻繁に行われていた建築工事で石綿含有建材が使用された際に発生・飛散した石綿粉じんに間接的にばく露したり、施工後の吹付材・石綿含有建材の劣化・剥離によって発生した石綿粉じんにばく露したことを認めました。特に前述の中学校舎新築工事の内装工事が行われた 1963 年（昭和 38 年）4 月から同年 11 月までの 8 か月間においては、石綿含有床材の切断、加工をしていた工事中の校舎内に暁さんが担任していた中学クラスや職員室があったことから、暁さんがばく露し

名古屋労災職業病研究会 成田 博厚

た石綿粉じん濃度は、一般環境レベルを超えるものであると認めました。さらに、ばく露の程度は上記工事に劣るものの、吹付材があったテレビスタジオや高校体育館勤務中にも、一般環境レベルを超える濃度の石綿粉じんに相当期間ばく露したことも認めました。

控訴審で弁護団は、石綿ばく露作業従事期間 1 年以上の労災認定基準は、国際的な診断基準であるヘルシンキクライテリアと乖離し、欧州諸国の労災認定基準に比べて厳格すぎると主張するとともに、ヘルシンキクライテリアや欧州諸国における労災認定基準からすれば、数週間以下又は、一般住民の環境性ばく露のレベルを超える程度の職業性ばく露があれば、中皮腫の業務起因性を肯定すべきであると主張してきました。今回の判決は、中皮腫の労災認定において、厚労省本省と協議するか否かを区切る基準として「石綿ばく露期間 1 年以上」を設定したことは医学的根拠に基づくといえず、合理性は認められないとしたうえで、厚労省本省との協議とするか否かを区切る基準はせいぜい 2、3 か月程度を限度とすべきとの判断を示しました。記者会見で位田浩弁護士は「中皮腫の労災認定基準を批判した初めての判決」と述べました。



逆転勝訴判決後の集会で支援者を前に感謝の気持ちを語る宇田川かほるさん（中央）4月11日。

中学校での啓発授業

仕事を始める前に知っておくこと

東郷町立諸輪中学校 校長 長谷川 光巨



2月28日（水）、3年生の生徒79名を対象に、3年間のキャリア教育の集大成として「働き方」を考えさせるための授業を行いました。この授業には、厚生労働省委託の「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」を活用し、講師として鶴舞総合法律事務所弁護士の安井一大様をお招きしました。安井弁護士からは「過労死問題とワークルール」をテーマに講義していただきました。

最初に、過労死と労災に関するお話がありました。過労死をはじめとする労働条件に関する問題は、大きな社会問題となっています。生徒たち



クイズを交えた安井弁護士の講義

もニュースや新聞等で耳にし、目にしていることとあって、真剣な表情で聞き始めました。

次に、仕事を始める前に知っておくことについてのお話になりました。必ずしも大企業は“ホワイト”で、“ブラック”は中小企業というわけではないこと、就職先を決めるときは、説明を受けるだけでなく労働条件通知書などにしっかり目を通すことの大切さなどを教えていただきました。

また、ワークルールを知ること、活用することについては、クイズ形式で講義が進められました。給料や労働時間、休日、休憩時間などに関する質問に対し、生徒たちは、周りをキョロキョロしながらも一生懸命考え挙手をしていました。労働基準法に触れられる場面では、首をかしげる生徒もいましたが、全体としては、この先すぐにでもアルバイトをする可能性がある生徒たちにとっては、興味

深く楽しく学ぶことができたと思います。

最後に、講義に同行してくださった吉田典子様から「心の健康づくり」と題してのお話がありました。吉田様は、ご自身のお子様が自死で亡くされ、現在は労災認定をめぐり活動していらっしゃいます。悲しみの感情を抑えながら、生徒たちにはうつ病の恐ろしさ、セルフケアをすることの大切さなどを教えていただきました。生徒たちは、しみりとした雰囲気で聞き入っている様子でした。

3年生の生徒たちにとって、「働き方」について考えるよい機会になったと思います。ご協力いただいたお二人の講師の方には、心より感謝いたします。



生徒に語りかける吉田さん

【生徒の感想】

- ・ 幸せになるために仕事をするのだから、仕事を選ぶときは慎重に選ばないといけないと思いました。
- ・ ワークルールを理解し、自分が働くときに生かしたいと思いました。それと、周りの人との交流が大切なんだとあらためて感じました。
- ・ 吉田さん自身の辛い体験についての話を聞き、私の仕事に対する考え方が変わったと思います。仕事についてもっと深く考えなければと思いました。
- ・ 講義を聞いて、働き方についての自分の視野が広がった気がしました。今まで真剣に聞く機会がなかったので、本当に勉強になりました。

第3回

「日本的経営」と「働き方・働かせ方」

愛知健康センター理事長 猿田 正機

安倍政権の進める「働き方改革」の批判は緊急を要するが、それは次回に譲るとして、今回は、日本の経営者が褒め称えてきた、いわゆる「日本的経営」が日本の労働者・市民をどんな「働き方・働かせ方」に追いやってきたのかをみておきたい。

(1)「日本的経営」とは

いわゆる『日本的経営』は、よく知られているように、「年功賃金、終身雇用、企業別組合」からなっている。これに「企業内教育訓練」や「企業内福利厚生」を加えることができるであろう。日本の高度経済成長期以来、経営者によって「日本の宝」といって重宝がられてきた「日本的経営」とはどんなものなのか、それがなぜ、日本に深刻な「貧困・格差社会」をもたらすことになったのか。

いわゆる「年功賃金」は、ヨーロッパなどに一般的な同一価値労働同一賃金に基づく職種・職務別賃金と比べると、明確な性差別賃金であり、年齢差別賃金である。しかも、大企業と中小零細企業の間には大幅な賃金格差があり、さらに臨時工や日雇労働者などとの間には雇用形態別の大きな賃金格差があった。もともと「年功賃金」には、性差別・年齢差別・雇用形態別差別が含まれていたのである。しかも、これが主として大企業に顕著な賃金システムであったこともあり、結果として、企業規模別格差を生み出すものともなったのである。研究者のなかでは、賃金水準や雇用の安定性の違いから、これを全体として「日本の低賃金構造」と呼ぶ人も少なくなかった。

(2)「年功賃金・終身雇用」の変質と労働・生活の崩壊

高度成長期には、順調に生活安定的に機能しているかにみえた「年功賃金・終身雇用」も核家族化や「国際化・情報化、ME・OA化」、「グローバル化・IT化」の下での国際競争が激化するなかで、コスト削減を主な目的とする「年功賃金」の職能給化、さらには成果・

業績給化が図られることにより、家族の維持・再生産費としての機能を喪失せざるをえなくなった。いわゆる「男性稼ぎ主」モデルの崩壊である。

一方で、高等教育の一般化が教育費の高騰と並行して進み、それを父親だけの所得では賄うことはできず、母親はパートで、子どもはアルバイトという具合に、一家総働きの様相を呈することになった。それが、経営主導の日本的労務管理・労使関係の下で進んだことにより、雇用の不安定化や実質賃金の低下が、先進国で例を見ない速さで進むことになったのである。

その結果、生み出されたのが、いわゆる「企業中心社会」であり、「貧困・格差社会」である。さらには「雇用身分社会」とまで言われるような悲惨な状況になっている。では、日本の経営者が賛美し続けてきた「日本的経営」が国民にもたらした社会はどんな社会なのか。

(3)「人間らしくない働き方」の典型国・日本

日本の「働き方」の現状を先進国と比べると「人間らしくない働き方」の典型が日本とあって差し支えないだろう。では日本は今、どんな社会になりつつあるのか。一言で言うと、労働者は企業内外でバラバラに分断・差別され、それを経営者によって統合・利用されている社会、いわゆる「企業社会」「貧困・格差社会」である。では、具体的にはどうなっているのか。

経営システムとしては、狭義の「日本的経営」の崩壊と「負の遺産」としての日本的な「企業別労使関係」「企業別労働組合」の存続である。その結果、職場民主主義や組合民主主義が失われ、職場には労働のルールなき状態が蔓延し、「企業福祉」とともに社会福祉も後退し、社会秩序すら脅かされている。その解体する社会を自民党政治によって支えるための手段が自衛隊や警察権力の増強であり、教育

の面での、内外からの「管理教育」「愛国心教育」の強化である。

では、労働者の状態はどうなっているのか。雇用面での「終身雇用」の崩壊による「雇用の不安定化」であり、「非正規雇用化」である。

「非正規雇用」も「多様化」しており、パート・アルバイト、契約、嘱託、派遣、請負などと「非正規労働者」の分断政策はとどまることを知らない。非正規労働者の増大は基幹化と並行して進められているが、賃金は極端に低く、「最低賃金」ぎりぎりというのが多い。

安倍首相は、臆面もなく、「非正規雇用をなくす」と言っているが、非正規労働者について、日本経団連は次のように言っている。

『非正規労働者』あるいは『非正社員』などという言葉が「極めてネガティブな印象」を与え、「多様な働き方の拡大を妨げる」ことになりかねないので、「自らの職務に誇りを持って就労している者の思いを損ねる呼称の使用は避けるべきである。」（日本経団連『経営労働政策特別報告 2018 年版』、p. 67）呼称を避ける以前に、非正規労働者・非正社員の賃金・労働条件、労働環境を改善すべきであろう。

また、マスコミでは「正社員消滅」すら言われているが、一方で、少数化した「正社員」は、過労死・過労事故死や過労自死を生み出すほどに過酷な労働条件で働かされており、しかも、正社員もまた「多様化」が進み、「総合職」「一般職」から「時間限定正社員」や「地域限定正社員」など、バラバラに分断され格差・差別づけられてきている。これが日本企業の衰退を招いていることを日本の経営者は知らないかのようである。

労働時間については、言うまでもなく、「長時間・過密・不規則労働」である。実質賃金は低下し続けており、職場では、相変わらず、マグレガーの言う古い「人間観」（X理論）で、従業員を子ども扱いする管理手法が支配的であり、「無権利状態」が蔓延し、「パワハラ」、「セクハラ」、「マタハラ」、「いじめ」などは常態化している。

（4）疲弊する未来を担う若者たち

最大の問題は、日本の未来を担う労働力の

疲弊が顕著になってきていることである。中卒・高卒の就職先も大幅に減少し、多くの若者が専門学校や大学へ進学するようになったが、教育費の自己負担は大きく、「年功賃金」の崩壊の下で、父親の所得の減少は著しく、子どもへの仕送りも大幅に減少しており、学生は勉強するためには、アルバイトで働き、また、奨学金（実質、高金利の教育ローン）を借りざるをえなくなっており、それでも落ち着いて勉学ができず、借金返済の不安も終始つきまとう有様である。ここでは触れないが、将来（結婚・子育て・住居）不安も深刻である。これが「少子高齢化」に繋がっている。

問題なのは、学生時代のブラックバイトの経験や、就職時のブラック企業への心配などで働くことへの夢が急速に萎んでいることである。せっかく就職しても、「ワーキング・プア」という現実や、パワハラ、セクハラ、マタハラなど人間軽視の「働かせ方、働き方」や人間関係に直面して生きていくことの難しさを痛感している若者も少なくない。「うつ病」、「過労死・過労自死」や「過労事故死」などが絶えることのない現実を目にして失望することも多い。それだけではなく、「少子高齢化社会」に突入するなかで、深刻化する「待機児童」問題や子育て介護、二重介護、介護離職、介護殺人、老老介護などのニュースがマスコミに氾濫している現状では夢を見ることも難しくなっている。人生が 90 年・100 年になろうとも、多くの人にとっては退職後の「悠々自適」の生活は夢のまた夢であろう。

安倍政権は、この延長線上で日本社会を築こうとしている。日本の問題の深刻さは、グローバル化が進むなかで、国際人権規約やILO の国際労働基準の多くを批准せず、その下で、実態は、平和は脅かされ、依然として、実質賃金は低下し、性差別は縮小せず、労働時間規制も不十分なまま、深刻な雇用不安や「過労死」「過労自死」「うつ病」などの労働災害を放置したまま、その反省もなく「働き方改革」や「人づくり」を謳っていることである。それを支えているのが、経団連が賛美し続ける「日本的労使関係」である。

「愛知労問研」の第2回定例研究会が3月17日（土）おこなわれました。

「看護職員労働実態調査～看護師の健康問題を考える～」と題して、西尾美沙子さん（愛知県医療介護福祉労組連合会副委員長）が報告されました。鈴木明男さん（愛知健康センター事務局長）が当日のコメンテーターとして発言しました。その要旨を紹介します。（文責：吉川正春）

深夜労働と私の関わり

コメンテーター 鈴木 明男

住友軽金属に1961年4月1日に入社。養成工（事業所内職業訓練工）として3年間勉強、18才で3交代職場についた。1週間単位で今週は夜勤、来週は準夜、その次は日勤ということを繰り返す勤務。当時土曜日はまだ出勤日だったが、日曜日には労働組合の青年部などでバス旅行したりキャンプに行ったりできた。ところが、24時間365日操業するために4直3交代勤務が始まった。土日関係なしで、一つの班は休み、ほかの三つの班が朝勤務、昼勤務、夜勤務が繰り返される。日曜日の行事には参加できなくなった。

私は20代後半からヘルメットの着用の提案とか不払い賃金の請求など、亡くなった近藤直太さんと一緒に労働組合や住軽金の正門前にある名古屋南労働基準監督署に安全問題を中心に要請を繰り返した。会社は報復的に隔離部屋（アルミのオリ、一人日勤作業）に押しこめ、「いやならやめろ」という「いじめ」が始まった。当時の名古屋弁護士会が会社に隔離的な処遇を解除するように勧告を出し、4年2ヶ月後に解放された。

隔離されたとき、私は「交代勤務に戻せ・残業もする」と言ったが「お前は残業も交代勤務もしなくていい」と言われた。やがて、昼間勤務に慣れてきた。隔離が終わった時に、会社が「交代勤務に戻れ」と言ったが、「昼間の勤務がいい」と断わる。すると会社は「住友軽金属の中にはお前の仕事がないので出向しろ」と言って、敷地のど真ん中に私一人の職場を作り、そこを別会社だとしてリストラ状態（解雇の準備）が10年間続いた。

竹内・岩井・中谷弁護士に依頼し裁判に。大木先生に意見書を、猿田先生には「支援す

る会」の会長に。おかげで定年の1年前に、また元の住友軽金属の正規社員に戻るという和解が成立した。

夜勤労働の問題

生態リズム…朝太陽が昇ると気温が上がり体温・脈拍・血圧が上昇して活動的になり、運動力や思考力が高まる。昼食を済ませて午後を過ぎると眠気を感じる。気温の低下と共に体は夜を迎える。これを体内時計と言い24時間で一日をおわる。ところが夜勤は活動的な昼間に眠り、夜はおだやかに休息する体を無理に活動させる。その結果生体リズムが乱れる。

医療職場で連続2勤務16時間労働（休憩・申し送り・通勤などを含めると実質18時間超え）が強いられて日常的に生態リズムが破壊される。どうしても深夜労働をしなければならない場合は連続16時間労働はやめて就労時間を22時～翌朝8時とする。朝の4時から6時までの気温が低い時間帯を仮眠時間とし、休息場所を確保する（中電の発電所には個室ベッドがあり仮眠時間が確保されている）。夜勤は連続3日間迄とする。4直3交代制が望ましい。夜勤職場は製鉄、病院、運輸、発電所、警察、消防署など夜も必要な業種のみとする。（コンビニや車の組み立てなどは24時間でなくてよい）

今「働き方改革」を健康問題と位置づけて考えると、学校教育の中で労働法制をしっかり学べるようにすること。自分にとって今の働き方は適しているのかと自分に問いかけて無理なことは断る勇気を持つことが健康破壊の予防につながる。

労災認定は「本人基準」で！

愛知労働局と愛知健康センターの要請・懇談会

事務局長 鈴木 明男

2月19日の午後、平成29年度として3回目の要請懇談会を行い10人が参加しました。今回はこれまでに愛知労働局（以下局）への質問について再回答を求めたが、結果として不明確さとあいまいな対応でした。

- 1、我が国の監督官数はILO基準から見ると半数にも満たない。安倍政権はさらに監督官を減らして行政の「下請け化」を目論んでいます。私たちは「監督官を増やせ」運動を進めます。
- 2、愛知県はブラック企業が全国一と言われていて過労死（自死）の送検数が多いので、第1回目の局への（6/22）要請で過重労働撲滅特別班（過特班）の設置を求めたことについて、局は前回「本省へ伝える」といい、今回は「文書で本省へ伝えた」の回答を得ました。
- 3、過労死等による労災保険支給決定は過労死認定基準の「平均的基準説」ではなく「本人を基準」に基づくべきである。愛知健康センターが全面支援したマツヤ小池裁判で豊橋労働基準監督署の不支給決定を名古屋高裁で覆し、最高裁判決でも「本人を基準とする」が確定しました。

日本労働法学会は「労働条件論の課題」の本の中で「本人基準説を採用する判決も多数存在し、この点で行政見解との乖離は

大きい」と指摘しています。（青野 寛 明治大学 法学部教授）

そもそも平均的な人間は存在しない。平均基準説は不支給決定の言い訳にすぎません。

- 4、愛知県の平成21年から28年の8年間は精神疾患の労災保険支給率が毎年全国平均を下回っていると表を作成して事前に示し「間違いはないか、なぜ低いのか」と質問しました。

局から「数値に間違いはない」「こうやって時間を使って作って頂いたということに感謝します」

とコメントをいただきました。（下表参照）

- 5、「過労死白書」によれば平成28年（2016年）に1978人が勤務に関わる自殺者のうち、198

件しか労災請求していない。その内84件だけが遺族年金支給となっている。この現実をどう捉えているのかに対して、局は「請求者と認定者の乖離がどのように起きているのかの理由は今後分析が始まるだろうと考えています」と答えました。



労災状況	認定率	平成21年度	22	23	24	25	26	27	28	合計
精神疾患等	全国	27.5	29	30.3	39	36.5	38	36.1	36.8	34.7
	愛知	20.6	7.1	12.7	22.9	19.6	33.3	19.2	33.3	21.3
精神疾患等 （うち自殺）	全国	45	38.2	37.5	46	40.1	47.1	45.4	47.7	43.6
	愛知	37.5	20	0	25	33.3	50	22.2	33.3	28.4

精神疾患等における労災認定率（全国と愛知県の比較）

トヨタの事務技術職の「新しい働き方」なるもの

全トヨタ労働組合（ATU） 中村 一三

「競争力強化」に向けたエールの交換

春闘に向けて日本経団連は「春期労使交渉で働き方改革の協議を」と呼びかけた。しかしトヨタの労使は「働き方改革の議論はやらない。もう終わっている」として、その改革された働き方に踏まえての総決起の場として「春の取り組み」を演出した。豊田章男社長が労使協議会で「自動車産業は100年に一度の変革期にある。トヨタも生きるか死ぬかの時。私と一緒に闘って欲しい」とがなり立て、労組側はそれに呼応して「競争力強化に全力を出す」と決意表明したのである。

トヨタ式「時間と場所にとらわれない働き方」

2015年の「技能職の新しい賃金制度」の策定に続いてトヨタ労使は、事務技術職（以下、事技職）の働き方について論議を進め、昨年12月から事技職に「時間と場所にとらわれない新しい働き方」なるものを導入した。FTL（I）（Free Time & Location for Innovation）などと洒落た言い方がされているそれは次の様なものである。対象は事技職の主任（係長級）約7800人のうち定型的な業務を除く人で、①本人の申請に基づき、上司が承認。②1週間に1回、2時間以上出社すれば、後はどの時間帯、場所で働くも自由。③残業代の手当については月45時間分を固定してつける。残業が45時間を超えてもその分の残業代は支給する。

働き方としてはフレックスタイム制の形をとっているが、トヨタの一般的なフレックスタイムは部署ごとに適用され、残業の上限規制もあり、上限を超える場合には上司の承認が必要である。しかし、このFTL（I）は、個人に適用され、時間外労働も36協定の絶対的上限（月80時間、年間720時間）の枠内であれば、個人の意思で自由にやれるとなっている。実質的には上司から指名されてこの働き方をする特定の労働者は、働く時

間も場所も自らの意思で選択して働くことは出来る。でも絶対に逃れられないこと、それは「成果を必ず出すこと」である。この働き方を強要された労働者は、まさに「自己責任」で、たとえどれだけ長時間になろうとも、どういう場所においても（例えば家庭においても）、「成果を出す」まで働き続けなければならないのだ。

トヨタの「新しい働かせ方」は許容出来ない！

今、国会に上程されている労働諸法制の改革案、その中にある「高度プロフェッショナル制度」は「時間ではなく成果で評価される働き方」として宣伝されている。だがそれは一定の賃金を保障することと引き換えに、個人の責任において「成果を出す」ことを強制する働かせ方に他ならない。まさにトヨタの「新しい働かせ方」は、現行労働法の枠内で「高度プロフェッショナル制度」を先取りしたものに他ならない。トヨタの事技系職場では、すでに過労（自）死や過労に基づく疾患が多発している。「100年に一度の」「トヨタの生死の時」というようなあおり立ての下での「新しい働き方」の導入は、このような事態を一気に加速するとともに、「自己責任」の名においてそれらを暗闇の中に隠しかねないものである。このような働き方をわたしたちは許容すべきではないし、また労働諸法制の改悪案を成立させないために全力を挙げなければならない。



市バス山田裁判を長年取材していた毎日放送の奥田さんが、カメラをペンに変えて書籍を出版されました。ぜひご一読ください。

ネパール人コック ヒラさんタラさんと支援者への報復裁判 不 当 判 決 !!

事務局員 竹久 憲一郎

就職したレストラン（津島市にある霞楼）が、ほとんど給料を支払わず、改善を求めるとパスポートや携帯電話も取り上げられ、一ヶ月も監禁されたネパール人夫婦が同胞の仲間や労働組合、市民運動家、政党などの支援で経営者吉川霞に未払賃金、慰謝料、請求訴訟をおこしました。この訴訟の判決はヒラさんの未払賃金396万円強を支払えというものでした。肝心の監禁等の慰謝料とタラさんの未払賃金がまったく認められていません、特に監禁救出等について判断を回避した判決

です。未払賃金の支払は確定しました。

しかし「霞」は、未払賃金を支払うどころか、労働運動・監禁救出・外国人 인권擁護活動に対し損害賠償請求を提訴していたのです。その判決が本年3月22日にありました。ヒラさんタラさん夫妻と笹島日雇労組の3名に対し、「霞」と夫の「徳一」に各30万円の慰謝料及びヒラさんには「徳一」に対し3万円の慰謝料を支払えというものです。労働運動、人権擁護を無視した不当判決です。控訴しました。

悪徳社労士への懲戒処分は「適法」

（中日新聞より）

社員をうつ病にさせる具体的な方法などをインターネットのブログに掲載し、社会保険労務士（社労士）の信用を落としたとして、厚生労働省に業務停止3カ月の懲戒処分を受けた愛知県の本全美千男社労士が、国に処分取り消しと331万円の賠償を求めた訴訟の判決が本年2月22日あり、名古屋地裁はいずれの請求も退けました。

市原義孝裁判長は、業務停止の処分は2017年1月で完了しており、「訴えの利益は失われ、不適法」と却下しました。賠償については、ブログの記述は「社労士としておおよそ

不適切」と悪質性を指摘した上で、業務の一環で書かれたと認め、厚労省の処分は適法と判断しました。

判決などによると、本全氏は2015年4月から8カ月間、自ら経営する社労士事務所のウェブサイトにもブログを開設。「社員をうつ病に罹患（りかん）させる方法」などの記事を掲載しました。2016年2月に厚労省の処分を受け、同月に提訴。このブログをめぐっては、2015年12月に県社労士会からも会員資格停止3年の処分を受け、本全氏は処分取り消しなどを求めて提訴しています。

愛知健康センターのニュース「いのちと健康」が書籍で紹介されました

先日、ブログメールで以下のようなメールを戴きました。

神戸大学（名誉教授）の岩崎と申します。過日、基礎経済科学研究所主催のシンポに参加して、貴センターのニュース「いのちと健康」218号を頂戴しました。そのなかの過労死の事例記事を拙著『ラディカルに自己刷新するマルクス』（かもがわ出版）の41頁で引用させていただきました。お礼申し上げます。

この後、この本が送られ「いのちと健康」218号で紹介した「就職1年前後で死亡した裁判事例」（吉川事務局次長）が引用されています。意外なところで役に立っていることに、編集部一同喜んでいきます。

裁判の進行状況と裁判日程をお知らせします

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

寺井土木関岡労災認定裁判 工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死。高裁へ控訴(原告:妻、被告:国)	宇田川アスベスト労災認定裁判 淑徳学園高校教諭宇田川先生が校舎改造工事にともないアスベストの飛散を受け被曝し、中皮腫で死亡(原告:妻、被告:国)
2018年4月11日(水) 13時30分	2018年4月11日(水) 15時30分
不当判決	勝訴判決
名古屋地裁 1103号法廷	名古屋高裁1004号法廷
中部電力新入社員労災認定裁判 入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死(原告:母親、被告:国)	市バス運転士山田損害賠償請求裁判 公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて提訴(原告:両親、被告:名古屋市と名古屋市交通局)
2018年5月21日(月) 13時20分	2018年5月28日(月)11時
口頭弁論	口頭弁論
名古屋地裁 1103号法廷	名古屋地裁 1103号法廷
岩永労災認定裁判 業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟(原告:本人、被告:国)	十六銀行員労災認定裁判 入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死(原告:父親、被告:国)
2018年5月29日(火)13時30分	2018年6月5日(火) 13時30分
弁論準備	弁論準備
名古屋地裁 201号法廷	名古屋地裁 201号法廷
豊通逆出向社員労災認定裁判 心臓障害1級社員で、豊通鉄鋼販売から豊通へ逆出向。ベトナム海外出張中につづ病発症。休養中に、社長から直接無理な転勤を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。労災認定を求め大阪地裁へ提訴(原告:妻、被告:国)	富士機社員パワハラ過労死損害賠償請求裁判 鈴木航さんは障害者枠で富士機工に入社。いきなりプレス作業に配属。上司は障害者だからと言って「差別はしない」と健常者と同じ扱い。なかなか覚えが悪い航さんに「バカはバカなりに」とパワハラ指導。その経過を航さんは手帳に一万字に及ぶメモを残す。安全配慮義務を果たさなかった会社に損害を求める裁判(原告:両親、被告:富士機工)
2018年6月13日(水)11時	2018年6月18日(月)13時10分
判決	判決
大阪地裁 809号法廷	静岡地裁浜松支部
加野青果社員損害賠償請求裁判 2017年11月30日、名古屋高裁は、会社の責任を認め、地裁判決を上回る判決! しかし、被告・加野青果は最高裁へ上告し、現在最高裁で受理・不受理の審理中。	トヨタ社員労災認定裁判 トヨタ自動車技術職社員が過重労働と上司のパワハラでつづ病発症し自死。トヨタ自動車に対し、裁判所から文書提出命令が出され、一部文書が提出された。現在、文書についてせめぎ合いが続いている。次回法廷未定(原告:妻、被告:国)
	未定
	弁論準備
最高裁	名古屋地裁1101号法廷
やまぜんホームズ大迫労災認定裁判 過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟(原告:妻、被告:国)	大阪地方裁判所入口で、X線検査 3月22日、裁判支援のため大阪地裁へ。着いて驚愕! 入り口で、持ち物検査・空港レベルのX線検査が行われていました。持ち物は全てプラの入れ物に入れ検査機を通されました。手提げ鞆に、カッターナイフの使用済み刃を入れるケースが入っていたため、預かり証に記入し、ケースごと預かり措置。退所の折りに、完全に建物の外に出てから返却されました。
2018年6月25日(月) 13時10分	
弁論準備	
名古屋地裁 201号法廷	

日韓文化交流で響くチャングの音色

働くもののいのちと健康を守る一宮地域センター事務局長 三栄 国康



うたごえ喫茶の手作り歌集に載せるナツメロを探していたら、古賀政男作曲「涙のチャング」の楽譜に出くわして、未知の題名に引きこまれた。「昨日は南、今日は北」「荒れた山肌巻く砂に消えたあの歌楽しい昔…、まつりチャングの懐かしさ」「焼けて追われて夜が更ける。痛む素足に冷たい風よ」などと歌う。チャングとは、バチか平手で叩く、調音できる両面太鼓だと分かった。

1950 年レコーディングした時の歌手は小畑実。朝鮮平壤出身で本名は康永喆。古賀も小畑も絶頂期にあった。彼らが、分断占領、朝鮮戦争勃発という事態の中で、どん底に追い込まれた人々の悲哀を切々と歌うこの曲を世に送り出したのだ。

古賀政男自伝によれば、「(終戦直後) 私は在日韓国人の代表らしい人たちの訪問を受けた。彼等は『古賀さん、絶対に他言はしませんから、ほんとうの名前を教えてください。そして今後われわれの力になってください』というのだった。私が幼少年時代を朝鮮で過ごしたことからこんな伝説が彼等の間に広まり、ひそかに信じられていたのかも知れなかった。それでも、私はこの話を聞きながら笑うことはできなかった。朝鮮が日本に隷属していた頃、そして、朝鮮の人々が日本の社会に存在し民族差別の垣にへだてられ泣いていた時代、朝鮮の人々のなかでは私を同胞と信じ、ひそかに誇にしてくれたのかも知れなかった。また同胞のつくった歌であるというので、私の歌に心を慰めたこともあったのかもしれないのである。このできごとは、私にとって天啓であった。私はこれによって虚脱状態から立ち直る精神的糧を得たのだ。…私はそのとき改めていのちのあるかぎり作曲を続けようと決意した」とある。復刻された小畑実の CD「涙のチャング」を聴いた。チャングらしき太鼓のリズムのため、他の曲とは際違った違いを感じる。江戸に向かう全 12 回の朝鮮通信使が宿場とした大垣では、今も豊年まつりにチャングが参加しているのだろうか。



鼓に似た楽器のチャング

加藤周一と一海知義が、“漢字文化圏共同体構想”を語り合っていたが、今のような情勢だからこそ、そんな構想をめざしつつ、演歌や労安など様々な側面から共同を提起できたらクールだと思う。社会医学会は、再三「腰痛と頸肩腕障害に関する日韓共同シンポジウム」を開催している。

ただ、うたごえ喫茶でこの曲について長話しはできないので、歌集入りの提案はしないことにした。

5月・6月の日程

(7月の日程を一部含む)

月 日	曜日	時刻	事 項	場 所
5月1日	(火)	10:00	第89回愛知中央メーデー	白川公園
5月2日	(水)	14:00	寺井土木・関岡労災認定裁判弁護団会議	名古屋共同法律事務所
5月3日	(木)	10:00	安倍退陣・憲法改悪阻止 5・3大行動	栄・光の広場
5月3日	(木)	13:00	愛知憲法会議市民のつどい	国際会議場センチュリーホール
5月13日	(日)	10:30	ホームに柵を宣伝	金山総合駅 北口
5月13日	(日)	11:30	「働き方改革」宣伝	金山総合駅 南口
5月14日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
5月16日	(水)	15:15	名古屋市教育委員会労働安全衛生委員会傍聴	市役所東庁舎 6階
5月17日	(木)	15:00	労働法制反対キャラバン	栄 噴水前
		16:30	労働法制反対キャラバン	名古屋駅前
5月21日	(月)	13:20	中電新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		14:00	中電新入社員労災認定裁判を支援する会総会	桜華会館 2階梅の間
5月22日	(火)	18:30	労働法制反対キャラバン連帯集会	栄ガスビルキングルーム
5月25日	(金)	13:10	安城市石川裁判判決	名古屋地裁岡崎支部
5月26日	(土)	13:30	働くものの安全と健康セミナー(労働安全衛生学校)	労働会館 2階会議室
		13:00	第6回健康で安全に働くための学習交流集会	東京・日本医療労働会館
5月27日	(日)	9:00	第6回健康で安全に働くための学習交流集会	東京・日本医療労働会館
5月28日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		11:00	市バス山田裁判	名古屋地裁1103号法廷
5月29日	(火)	13:30	岩永労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
6月5日	(火)	13:30	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
6月6日	(水)		全国センター理事会	東京
		18:00	過労死判例研究会	水野幹男法律事務所
6月9日	(土)	13:30	働くものの安全と健康セミナー(労働安全衛生学校)	労働会館 2階会議室
6月11日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
6月13日	(水)	13:10	豊通逆出向労災認定裁判判決	大阪地裁809号法廷
6月18日	(月)	13:10	富士機工社員パワハラ過労死損害賠償請求裁判判決	静岡地裁浜松支部
6月25日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:10	やまぜんホームズ・大迫労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
6月28日	(木)		衛生推進者養成講座参加申し込み締め切り	
6月28日	(金)	14:00	アスベスト対策愛知連絡会	愛知健康センター事務所
7月28日	(土)	10:00	衛生推進者養成講座	労働会館 2階会議室

お知らせ

愛知働くもののいのちと健康を守るセンターは第28回 総会を
8月25日 労働会館本館 2階会議室にて行います詳細は次号でお知らせします